

税理士情報フォーラム'03 秋～何はさておき IC カード～
自宅住所に関する住民票の内容と税理士名簿上の表記の一致について

1. 変更登録申請について

今回の IC カード配付に関しては住民票の自宅住所と税理士名簿上の自宅住所が一致していることが求められています。下記の変更が生じていながら、変更登録申請を済ませていないと、IC カードの発行が拒否されることがありますので、必ず変更登録申請手続きをおとり下さい。

- ①自宅住所が転居により変更した場合
- ②自宅住所の行政区画整理（例：大宮市→さいたま市）による地名等の変更が生じている場合（変更手数料無料）

【ご注意】変更登録申請が必要になった場合

- ①まず最初に、必ず「住民票」の記載内容をご確認下さい。
- ②変更登録に必要な「変更登録申請書」は、会員名簿の表紙の裏に挟み込まれています。また、記入の際の注意事項等についても併せて記載されていますので、必ずご一読の上、申請して下さい。
- ③記載内容につきましては、「住民票」の記載内容と一致させて申請して下さい。
- ④窓口での申請手続きは混雑が予想されますので、恐れ入りますが郵送でお願いいたします。

2. 住民票及び税理士名簿上の自宅住所表記の違いについて

住民票の住所表記と税理士名簿上の表記では、下記の例のような違いがあります。しかし、現在のところ、「漢字表記」と「ハイフン(一)表記」や「建物名の有無等」の違いは同様のものとして扱う可能性があります。

したがって、下記例にあるような _____ 箇所の表記は、同じものとして扱う可能性がありますので、明確になるまでしばらくお待ち下さい。

【例 1】

①住民票表記・・・	〇〇区△△町 1 丁目 1 番地 1 号
※丁目、番地、号が漢字	

②税理士名簿上表記・・・	〇〇区△△町 1 - 1 - 1
※ハイフン	

【例 2】

①住民票表記・・・建物名称等が付記されている場合	
例：1 丁目 1 番地 1 号	〇×マンション 505 号

②税理士名簿上表記・・・部屋番号等のみがハイフン(一)を介して続けて付記されている場合	
例：1 - 1 - 1 - 505	

今後は、お手元に送付されます会報「東京税理士界」に目を通したり、インターネット上にあります会員専用ASP「税理士ネットTOKYO」にアクセスするなど、本会からの情報提供にご注意下さい。

税理士情報フォーラム'03 秋

～何はさておき IC カード～

◆日 時:平成 15 年 9 月 18 日(木)13:00～16:00

◆場 所:東京税理士会館 4 階

IC カード取得手続きの前に、重要なお知らせです。

IC カードに格納してある「電子証明書」の発行には、税理士の本人確認のため、住民票と税理士名簿上の自宅住所の記載内容が一致していなければなりません。このため、両者が一致していないと本人確認ができないこととなり、「電子証明書」が発行できなくなります。つきましては、税理士名簿の登録事項(事務所所在地と自宅住所)に変更が生じた時は、すみやかに変更登録申請の手続きをおとり下さい。

※ 登録事項(事務所所在地と自宅住所)に変更が生じていても、変更登録申請の手続きをされていないと、

①事務所所在地が登録と異なる場合

…日税連からの郵送物はすべて会員事務所所在地宛に送付されますので、変更登録申請を済ませていないと、旧事務所所在地宛に郵送されてしまいます。

②自宅住所が登録と異なる場合

…上述の通り変更登録申請の手続きをされていないと、本人確認に必要な情報が一致しないので、IC カードは発行されず、発行拒否が会員本人に通知されます。

電子申告は **ICカード** がなければ出来ません

税理士情報フォーラム'03 秋

～何はさておき IC カード～

東京税理士会情報システム委員会

ICカード取得手順について

今秋電子申告に必要な IC カードが、日本税理士会連合会(以下、「日税連」という)から各会員に送付される予定です。これらの手順について本フォーラムでご紹介いたします。しかし、現在のところこの手順等につきましては未確定の箇所もあり、今後変更されることもありますので、予めご了承下さい。なお、変更等があった場合には、できるだけ早く会報「東京税理士界」等で会員の皆様にご連絡する予定であります。

1. 申請書類の受取

…11月初旬頃に下記書類が日税連から会員事務所に郵送されます。

- ①電子証明書発行申請書兼加入者同意書
- ②重要事項説明書
- ③記載要領・記載例
- ④返信用封筒
- ⑤振込用紙※

※ 発行手数料として 5,000 円がかかります。但し、平成 15 年 3 月 31 日時点で会員であった方については、電子認証局基盤整備分担金として予算措置が講じられているので、振込用紙は同封されません。

【メ モ】

2. 申請書類の提出

税理士は1. の②の「重要事項説明書」を熟読していただき、税理士個人の確認書類(下記①～③参照)とともに、1. の①の「電子証明書発行申請書兼加入者同意書」の当該箇所に記載(実際はプレプリント*なのですべて記載されており、会員本人が行うのは署名押印**のみの予定)して、さらに署名押印の上、日税連認証局宛***に1. の④の「返信用封筒」を使用して郵送します。

【同封する税理士個人の確認書類】

- ①住民票(取得したものを同封。コピー等による写しは不可)
- ②印鑑登録証明書
- ③戸籍謄本****(抄本でも可)→旧姓使用をしている会員の方のみ同封します。

*プレプリントとは、必要な情報のほとんどが既に印刷されているものです。

**署名押印は、印鑑登録証明書に登録されている印影のもの(実印)を押印します。

***日税連認証局では、受け取った申請書類を審査し、審査が完了すると登録・証明書作業に取り掛かります。なお、申請書類に不備等があった場合、申請者(税理士本人)へ発行拒否を通知することとなります。

****戸籍謄本(抄本でも可)は、発行日から3カ月以内のものとし、取得したものを同封します。コピー等により写したものは不可となります。

※日税連認証局は、所定の作業を済ませ、下記のことを申請者事務所宛に「本人限定受取郵便」で送付します(局留め)。

- ①ICカード
- ②カードドライバー(ICカード認識用ソフト)
- ③ID、パスワード情報
- ④受領書(はがきの予定)

【メモ】

3. ICカード等の受領

ICカードが本人限定受取郵便として所管の郵便局に届きますと、税理士事務所宛に「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」が郵便局から届けられます。郵便局では一定期間保管しますので、その期間内に指定された郵便局（「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」の中に記載されています）でICカードを受取ることができます*。なお、受取りの際は印鑑（認め印で結構です）のほか、税理士証票**と本人確認のための公的身分証明書***（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の提示を求めらるるので、予め用意して下さい。

*ICカードの配付は、本人確認を厳密に行っているため、税理士本人以外の受取は、いかなる場合も受け付けられません（事務所職員、本人以外の家族等でも受付られません）。ご了承ください。

**税理士証票は、郵便局側のもともめる公的身分証明書には含まれていませんが、送付先である税理士事務所所在地と税理士本人の関係を示すものとして必要になる場合があります。

***公的身分証明書を提示した際には、本人確認のために、郵便局員から税理士事務所所在地等に関して口頭による質問がある場合があります。

4. 受領書（はがき）の返信

ICカードの券面記載事項に間違いがないことを確認したら、同封されている受領書に必要事項を記入、押印（実印*）の上、直ちに日税連認証局まで返信**します。

*押印（実印）は、申請の段階で提出した書類の一つである「電子証明書発行申請書兼加入者同意書」に押印した実印と同じものとなります。これにより、実印の照合が可能になり、本人確認が行われることとなります。

**受領書を返送しない場合は、規程により当該ICカードが失効されてしまい、当該申請者へは失効された旨通知されます。

【メモ】